

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年3月23日京都市条例第46号）（環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課）

廃棄物の発生の抑制，再使用及び再生利用（以下「発生抑制等」といいます。）の促進による廃棄物の減量，廃棄物の適正な処理並びに生活環境の清潔の保持（以下「廃棄物の減量等」といいます。）により循環型社会の形成を図ること等に関し，次のとおり必要な措置を講じることとしました。

この条例の概要は，次のとおりです。

## 1 前文の新設

本市が持続可能な都市として発展していくためには，本市，事業者，市民等の協働により，環境保全の取組を更に進め，天然資源の有効利用及び環境負荷の低減を図る循環型社会の形成等が不可欠であることを明らかにすることとしました。

## 2 目的の追加等

### (1) 目的

循環型社会を形成することを目的に加えることとしました。

### (2) 責務

#### ア 本市の責務

本市は，環境教育等を実施することにより，廃棄物の減量等に関する事業者，市民及び滞在者の意識の啓発を図らなければならないこととしました。

#### イ 滞在者の責務

通勤者，通学生，観光旅行者その他の滞在者は，廃棄物の減量等に関し本市の施策に協力するよう努めなければならないこととしました。

## 3 廃棄物の発生抑制等に関する施策の充実

### (1) 本市の責務

本市は，事務の遂行に際して廃棄物の発生抑制等に率先して取り組まなければならないこととしました。

### (2) 個別の分野における廃棄物の発生抑制等

ア 次に掲げる個別の分野における廃棄物の発生抑制等のための取組に係る事業者，市民，滞在者等の義務等を定めることとしました。

(ア) 物品の製造等に伴って生じる廃棄物の発生抑制等

(イ) 物品の小売に伴って生じる廃棄物の発生抑制等

- (ウ) 食品に関連する廃棄物の発生抑制等
- (エ) 催事に伴って生じる廃棄物の発生抑制等
- (オ) 滞在者が排出する廃棄物の発生抑制等
- (カ) 大学における廃棄物の発生抑制等
- (キ) 共同住宅等における廃棄物の発生抑制等

イ 事業者は、毎年1回、その取組の実施状況等を明らかにした報告書等を市長に提出しなければならないこととしました。

ウ 市長は、事業者が上記アの取組のうち義務とされているものを行わない場合、当該事業者に対し、必要な措置を講じるよう勧告するとともに、当該事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとしました。

エ 市長は、事業者の取組の実施状況を把握するため、市民を委員に委嘱して必要な報告を求めることができることとするとともに、毎年1回、当該報告等の内容を取りまとめて公表することとしました。

#### 4 廃棄物の徹底した分別の推進に関する施策の充実

##### (1) 廃棄物の分別の促進

本市は、缶、ガラスびん、ペットボトル、紙又は紙製品、小型電子機器、電池、蛍光灯その他の一般廃棄物処理計画に定める物品が再生利用をすることができる廃棄物となったものの分別を促進するために必要な措置を講じることとしました。

##### (2) 事業者が排出する廃棄物の分別

事業者は、一般廃棄物と産業廃棄物とを分別したうえ、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び方法に従って一般廃棄物を排出し、及び処理しなければならないこととしました。

##### (3) 事業者以外の者が排出する廃棄物の分別

事業者以外の土地又は建物の占有者は、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従って一般廃棄物を排出しなければならないこととしました。

##### (4) 調査等、改善勧告、命令及び公表

###### ア 調査等

市長は、廃棄物の分別に係る義務への違反者を特定するため必要と認めるときは、市長が指定する職員に、当該廃棄物に関し必要な調査を行わせ、又は関

係者に質問させることができるものとししました。調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならないこととししました。

イ 改善勧告、命令及び公表

市長は、当該違反者に対し、改善その他必要な措置を講じるよう勧告し、勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは当該勧告に従うべきことを命じることができることとししました。また、命令を受けた者（事業者に限ります。）については、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができることとししました。

この条例は、平成27年10月1日から施行することとししました。ただし、同日から平成28年3月31日までの間は、事業所から排出される一般廃棄物（紙又は紙製品が一般廃棄物となったもので市長が定めるものに限りします。）については、これを分別する義務を課す規定（上記4(2)）は適用しません。



48条」に、「第30条～第33条」を「第49条～第52条」に、「第34条～第36条」を「第53条～第55条」に、「第37条～第39条」を「第56条～第58条」に改める。

目次の次に次の前文を付する。

ここ京都では、緑豊かな山々、清らかな流れ等の恵まれた自然の中、ものを大切にするしまつの心、門掃き、打ち水などが受け継がれ、清潔で環境にやさしく美しいまちが築かれてきた。また、本市は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が採択された都市として、事業者、市民等との協働により、環境保全のための取組を先駆的に推進してきた。

しかしながら、環境問題と密接に関係する大量廃棄型の社会経済システムは、環境の保全と物質の健全な循環に重大な影響を及ぼしている。

このような状況において、本市が持続可能な都市として発展していくためには、先人から受け継いだ伝統と進取の気風を生かして、廃棄物の発生の抑制ともものの再使用や再生利用を推進することなどにより、環境にやさしい事業活動と暮らし方への更なる転換を図っていく必要がある。

ここに、本市は、事業者、市民等との協働により、環境保全の取組を更に進め、天然資源の有効利用及び環境負荷ができる限り低減される循環型社会の形成等が不可欠であると認識し、この条例を制定する。

第1条中「抑制」の右に「、再使用」を、「再生利用」の右に「(以下「発生抑制等」という。)」を、「より」の右に「、循環型社会(循環型社会形成推進基本法第2条第1項に規定する循環型社会をいう。)の形成」を加える。

第3条中「ともに」の右に「、環境教育(環境の保全についての理解を深めるために行われる教育及び学習をいう。)等を実施することにより」を加え、「及び市民」を「、市民及び滞在者」に改める。

第4条を次のように改める。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、単独で又は共同して、自らの責任において適正に事業系廃棄物(事業活動に伴って生じる廃棄物をいう。以下同じ。)を処理するほか、自主的に廃棄物の減量等に取り組むとともに、廃棄物の減量等に関し本市の施策に協力しなければならない。

第5条中「廃棄物の発生を抑制し、その再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により」を「自主的に廃棄物の減量等に取

り組むとともに」に改める。

第18条の2を削り、第39条を第58条とする。

第38条第1項中「市長は」の右に「、第40条第1項に定めるもののほか」を加え、同条を第57条とする。

第37条中「市長は」の右に「、第17条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第4項並びに第19条第1項に定めるもののほか」を加え、同条を第56条とする。

第36条中「第34条第1項」を「第53条第1項」に改め、第7章中同条を第55条とする。

第35条を第54条とし、第34条を第53条とし、第6章中第30条から第33条までを19条ずつ繰り下げる。

第29条中「第26条」を「第45条」に、「第27条」を「第46条」に改め、第5章中同条を第48条とする。

第28条を第47条とし、第25条から第27条までを19条ずつ繰り下げ、第4章中第24条を第43条とし、第23条を第42条とし、第3章中第22条の2を第36条とし、同条の次に次の1節を加える。

## 第2節 廃棄物の徹底した分別の推進

(廃棄物の分別の促進)

第37条 本市は、缶、ガラスびん、ペットボトル、紙又は紙製品、小型電子機器等（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第2条第1項に規定する小型電子機器等をいう。）、電池、蛍光灯その他の一般廃棄物処理計画に定める物品が再生利用可能廃棄物となったものの分別を促進するために必要な措置を講じるものとする。

(事業者が排出する廃棄物の分別)

第38条 事業者は、一般廃棄物と産業廃棄物とを分別したうえ、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び方法に従って一般廃棄物を排出し、及び処理しなければならない。

(事業者以外の者が排出する廃棄物の分別)

第39条 占有者等（事業者を除く。）は、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従って一般廃棄物を排出しなければならない。

(調査等、改善勧告、命令及び公表)

第40条 市長は、前2条の規定に違反して廃棄物を排出した者を特定するために必要が

あると認めるときは、市長が指定する職員に、当該廃棄物に関し必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 4 市長は、前2条の規定に違反して一般廃棄物を排出した者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- 5 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置を採ることを命じることができる。
- 6 市長は、前項の規定により命令を受けた者（事業者に限る。）が正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(特定資源ごみ等の収集又は運搬の禁止等)

第41条 本市及び市長が指定する者以外の者は、一般廃棄物処理計画において定められた場所に置かれた次に掲げる一般廃棄物（以下「持去り禁止ごみ」という。）を無断で収集し、又は運搬することにより、本市が法及びこの条例に基づき持去り禁止ごみを適正に処理しなければならない義務を適切に履行することを妨げてはならない。

(1) 市長が指定する袋に入れられた別表第1備考1に規定する特定資源ごみ（プラスチック製の容器包装を除く。）

(2) 本市が収集する粗大ごみ

- 2 市長は、前項の規定に違反して、持去り禁止ごみを無断で収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為の中止、当該無断で収集し、又は運搬した持去り禁止ごみの返還その他の必要な措置を採ることを命じることができる。

第22条を第35条とし、第19条から第21条までを13条ずつ繰り下げる。

第18条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条を第31条とする。

第17条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条を第30条とする。

第16条を第29条とし、第3章中同条の前に次の節名を付する。

#### 第1節 廃棄物の処理に関する基準

第2章中第15条を第28条とする。

第14条第1項中「第9条」を「第20条」に、「第10条」を「第21条」に、「第1

1条」を「第22条」に、「第12条の2」を「第24条」に、「第13条第2項」を「第25条第2項」に、「前条」を「前条第1項（同条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第2項」に改め、同条を第27条とする。

第13条の2第1項中「再生利用をすること等」を「発生抑制等」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同項第2号ウ中「再生利用」を「発生抑制等」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に改め、同条を第26条とする。

第13条を第25条とする。

第12条の2第1項各号列記以外の部分中「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同項第2号ウ中「再生利用」を「発生抑制等」に改め、同条第2項中「届出」を「規定による書類の提出」に改め、同条を第24条とする。

第12条中「発生を抑制すること、事業系廃棄物の再生利用をすること等」を「発生抑制等」に改め、同条を第23条とする。

第11条に次の1項を加える。

2 前項の所有者は、廃棄物管理責任者に変更があったときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第11条を第22条とする。

第10条第1項各号列記以外の部分中「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同項第1号ウ中「再生利用」を「発生抑制等」に改め、同条を第21条とする。

第9条中「再生利用をすること等」を「発生抑制等」に改め、同条を第20条とし、第2章中同条の前に次の節名を付する。

### 第3節 事業用大規模建築物等における廃棄物の発生抑制等

第8条第1項を次のように改める。

市民は、自主的に、廃棄物の発生抑制等に取り組むほか、事業者、市民等が共同して行う再生利用可能廃棄物の集団回収等に協力するよう努めなければならない。

第8条第2項を削り、同条を第9条とし、同条の次に次の1節を加える。

### 第2節 個別の分野における廃棄物の発生抑制等

(物品の製造等に伴って生じる廃棄物の発生抑制等)

第10条 物品（第12条第1項に規定する食品を含む。以下同じ。）の製造又は加工を行う事業者（以下「製造業者」という。）は、次に掲げる製品その他の再使用し、又は長

期間使用することができる製品であって資源及びエネルギーの効率的な利用に資するもの（以下「再使用等可能製品」という。）の普及のために本市が行う啓発活動に協力しなければならない。

(1) 充電電池（再充電することができる電池をいう。）

(2) LED照明器具（発光ダイオードを光源とする照明器具をいう。）

2 製造業者は、物品の製造又は加工に際して、次に掲げる取組を行うよう努めなければならない。

(1) 再使用等可能製品、軽量化を図った製品、容器包装（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第1項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）の簡素化を図った製品、再生利用を容易に行うことができる製品その他の廃棄物の発生抑制等に配慮した製品（以下「発生抑制等配慮製品」という。）の開発及び普及の促進を図ること。

(2) 再生利用可能廃棄物を回収するために必要な体制の整備及びその回収の方法の周知並びに再生品の原材料としての廃棄物の利用の促進を図ること。

3 市民は、再使用等可能製品の特性を生かし、これを再使用し、又は長期間使用するよう努めなければならない。

（物品の小売に伴って生じる廃棄物の発生抑制等）

第11条 物品の小売を行う事業者（以下「物品小売業者」という。）は、物品の小売に際して、その店舗において、次に掲げる取組を行わなければならない。

(1) 物品を購入し、又は購入しようとする者（以下「購入者」という。）に対して少なくとも次のいずれかの取組を促すために必要な事項を周知すること。

ア 発生抑制等配慮製品を優先的に選択し、及び容器包装の簡素化を図った販売方法、量り売りその他の廃棄物の発生抑制等に配慮した販売方法（以下「発生抑制等配慮販売方法」という。）を優先的に利用すること。

イ 購入した物品又は容器包装が再生利用可能廃棄物となったときは、当該再生利用可能廃棄物を適切に分別して排出すること。

(2) 購入者に対し、レジ袋（購入者が購入した物品を運搬するために譲渡されるプラスチック製の手提げ袋をいう。以下同じ。）の要否及び必要最小限の枚数（レジ袋を必要とする場合に限る。）を確認すること。

2 物品小売業者は、物品の小売に際して、次に掲げる取組を行うよう努めなければならない

ない。

- (1) 発生抑制等配慮製品を優先的に販売し、及び発生抑制等配慮販売方法を実施すること。
- (2) レジ袋の譲渡を有償によることとすること、レジ袋を無償により譲渡することに代えて特典を付与することその他のレジ袋を無償により譲渡することを抑制するための措置を講じるとともに、購入者に対し、繰り返し使用することができる手提げ袋（以下「マイバッグ」という。）を持参することその他のレジ袋の使用の抑制を図るための工夫を促すために必要な事項を周知すること。
- (3) 再生利用可能廃棄物を回収するために必要な体制を整備するとともに、購入者に対し、その回収の方法を周知すること。

3 市民は、物品の購入に際して、次に掲げる取組を行うよう努めなければならない。

- (1) 発生抑制等配慮製品を優先的に選択し、及び発生抑制等配慮販売方法を優先的に利用すること。
- (2) マイバッグを持参すること等により、できる限りレジ袋を譲り受けないこと。
- (3) 購入した物品又は容器包装が再生利用可能廃棄物となった場合において、これらを購入した店舗において前項第3号の規定による体制の整備が行われているときは、その方法に従い、返却すること。

（食品に関連する廃棄物の発生抑制等）

第12条 飲食店業を営む事業者（以下「飲食店業者」という。）は、その店舗（以下この条において「飲食店」という。）において食事を提供するに際して、食事として提供された食品（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第1項に規定する食品をいう。以下同じ。）をできる限り消費することを飲食店の利用者に対して促すために必要な事項を周知しなければならない。

- 2 飲食店業者は、飲食店の利用者から、自らの責任において当該食事の一部を持ち帰ることを希望する旨の申出があったときは、衛生管理上支障がない限りにおいて、これを認めるよう努めなければならない。
- 3 食品の小売を業として行い、又は食事の提供を伴う事業を行う者（以下「食品取扱事業者」という。）は、食品廃棄物等（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第2項に規定する食品廃棄物等をいう。以下同じ。）その他の事業活動に伴って生じる廃棄物の発生の抑制を図るため、次に掲げる取組を行うよう努めなければならない。

- (1) 量り売りその他の適切な分量の食品を小売することができる販売方法を実施すること、衛生管理上支障がない限りにおいて、食品がその賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。）又は消費期限（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。）に達するまでその調理又は小売を継続すること、残品が多く生じないよう食品の入荷量を定めることその他の食品廃棄物等の発生を抑制するための工夫をすること。
- (2) 飲料を小売する場合において、自ら飲料の容器を持参した者から、購入しようとする飲料を当該容器に入れて受け取ることを希望する旨の申出があったときは、衛生管理上支障がない限りにおいて、これを認めることができる販売方法を実施するとともに、消費者に対し、自ら飲料の容器を持参することを促すために必要な事項を周知すること。
- (3) 食品を小売し、又は食事を提供するときは、使い捨ての食器（飲食に際して使用する物品を含む。以下同じ。）の譲渡又は使用を抑制すること。

4 市民は、食品取扱事業者から食品を購入し、又は食事の提供を受けるに際して、次に掲げる取組を行うよう努めなければならない。

- (1) 食品取扱事業者から購入した食品又は食事として提供を受けた食品をできる限り消費すること、自らが消費することができる分量を把握したうえ、計画的に食品を購入し、又は食事の提供を受けること等により、食品廃棄物等の発生を抑制を図ること。
- (2) 前項第2号の販売方法を実施している飲食店において飲料を購入するときは、自ら飲料の容器を持参し、できる限り飲料のみを購入するほか、食品取扱事業者から食品を購入し、又は食事の提供を受けるときは、できる限り使い捨ての食器を譲り受け、又は使用しないこと。

（催事に伴って生じる廃棄物の発生抑制等）

第13条 式典、会議、展示会、講演会その他の多数の者が集合する催し（以下「催事」という。）を主催するもの（以下「主催者」という。）は、催事の開催に際して、次に掲げる取組を行うよう努めなければならない。

- (1) 催事において物品の小売が行われるときは、催事に参加し、又は参加しようとする者（以下「参加者」という。）に対して、マイバッグを持参することその他のレジ袋

の使用の抑制を図るための工夫を促すために必要な事項を周知すること。

- (2) 催事において食品の小売又は食事の提供が行われるときは、再使用することができる食器が使い捨ての食器に対し優先して利用されるために必要な措置を講じること。
- 2 参加者は、催事への参加に際して、次に掲げる取組を行うよう努めなければならない。
  - (1) 催事において物品を購入するときは、マイバッグを持参すること等により、できる限りレジ袋を譲り受けないこと。
  - (2) 催事において食品を購入し、又は食事の提供を受けるときは、再使用することができる食器を優先的に利用すること。
- 3 主催者は、再生利用可能廃棄物を回収するための容器を設置すること等により、参加者が廃棄物を分別して排出するために必要な環境を整備しなければならない。
- 4 参加者は、催事において前項の環境が整備されているときは、これに応じた方法により廃棄物を分別して排出するよう努めなければならない。  
(滞在者が排出する廃棄物の発生抑制等)

第14条 旅館業法第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業を営む事業者（以下「旅館業者等」という。）は、滞在者（旅館業者等がその施設に宿泊させる者に限る。次項から第4項までにおいて同じ。）に対する使い捨ての日用品の提供又は販売を抑制するよう努めなければならない。

- 2 滞在者は、宿泊する施設の利用に際して、前項の規定による旅館業者等の取組に協力するよう努めなければならない。
- 3 旅館業者等は、再生利用可能廃棄物の分別を促進するため、次の各号のいずれかの取組を行わなければならない。
  - (1) 再生利用可能廃棄物を回収するための容器を客室に設置すること等により、滞在者が廃棄物を分別して排出するために必要な環境を整備すること。
  - (2) 滞在者が排出した廃棄物の分別に従業員が行うときは、その必要性について滞在者に告知すること等により、本市における分別に関する取組について理解を得るために必要な事項を周知すること。
- 4 滞在者は、宿泊する施設において前項第1号の環境が整備されているときは、これに応じた方法により廃棄物を分別して排出するよう努めなければならない。
- 5 本市の特産物その他の主として本市の区域内において滞在者に対して販売される物品の小売を行う事業者は、当該物品の小売を目的とする催事を本市の区域外において開催

し、又は本市の区域外において開催される当該催事において当該物品を小売するときは、単独で又は共同して、将来において本市を訪れる者から廃棄物の発生抑制等に関する本市の施策への協力を得ることを旨として、本市における廃棄物の発生抑制等に関する取組を周知するよう努めなければならない。

6 滞在者は、自ら消費する目的で前項の物品を購入するときは、容器包装が簡素な製品又は簡易な容器包装を優先的に選択するよう努めなければならない。

(大学における廃棄物の発生抑制等)

第15条 大学(学校教育法第1条に規定する大学をいう。以下同じ。)は、当該大学の学生に対し、本市と連携して、再生利用可能廃棄物の分別その他の本市における廃棄物の発生抑制等に関する取組について周知するとともに、当該学生により当該取組が適切に実施されるために必要な啓発を行わなければならない。

2 大学は、その構内において、当該大学の学生が再生利用可能廃棄物を分別して排出するために必要な環境を整備するよう努めなければならない。

(共同住宅等における廃棄物の発生抑制等)

第16条 共同住宅等(一戸建ての住宅以外の住宅(長屋を除く。)をいう。以下同じ。)の所有者(その委託を受けて当該共同住宅等を管理する者がある場合にあっては、当該者)は、その居住者に対し、本市と連携して、再生利用可能廃棄物の分別その他の本市における廃棄物の発生抑制等に関する取組について周知するとともに、当該居住者により当該取組が適切に実施されるために必要な啓発を行わなければならない。

2 共同住宅等を新築しようとする者(その委託を受けて新築に係る共同住宅等を管理しようとする者がある場合にあっては、当該者)及び既存の共同住宅等の所有者の委託を受けて当該共同住宅等を新たに管理しようとする者は、別に定めるところにより、前項の規定による周知の方法その他市長が必要と認める事項を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定により届出をした者は、その届け出た事項に変更があったときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(報告書等の作成及び提出等)

第17条 物品小売業者、飲食店業者又は旅館業者等で、その店舗その他の事業の用に供する建築物(本市の区域内に存するものに限る。)の床面積の合計が別に定める面積以上であるもの及び大学は、毎年1回、別に定めるところにより、次に掲げる事項を明ら

かにした報告書及び第1号に規定する取組に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 第11条第1項及び第2項、第12条第1項から第3項まで、第14条第1項及び第3項又は第15条の規定により行う取組の実施状況
- (2) レジ袋の譲渡を辞退した購入者の割合（第11条第1項第2号又は同条第2項第2号の規定による取組を行う場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 加盟業者が物品小売業者、飲食店業者又は旅館業者等である場合における前項の規定の適用については、同項中「で、その店舗」とあるのは、「である親業者で、同一の商号、商標その他の表示を使用する全ての加盟業者及び親業者の店舗」とする。

3 前項において「親業者」とは、物品小売業者、飲食店業者又は旅館業者等に対し、商号、商標その他の表示を使用する権利を与え、営業について指導、助言又は援助を行い、その者から対価を得ることを業とする者をいい、「加盟業者」とは、物品小売業者、飲食店業者又は旅館業者等で、親業者から、その商号、商標その他の表示を使用する権利を得て、営業について指導、助言又は援助を受け、当該親業者に対価を支払うことを内容とする契約を締結しているものをいう。

4 市長は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の発生抑制等を促進するために必要な限度において、第10条第1項及び第2項、第11条第1項及び第2項、第12条第1項から第3項まで、第13条第1項及び第3項、第14条第1項、第3項及び第5項、第15条又は前条第1項の規定による取組を行うべき者に対し、当該取組の実施状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(改善勧告及び公表)

第18条 市長は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に掲げる規定に違反していると認めるときは、当該者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

- (1) 事業者 第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第14条第3項又は前条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
- (2) 主催者 第13条第3項
- (3) 大学 第15条第1項又は前条第1項
- (4) 共同住宅等の所有者又はその委託を受けて当該共同住宅等を管理する者 第16条第1項

(5) 共同住宅等を新築しようとする者又はその委託を受けて新築に係る共同住宅等を管理しようとする者及び既存の共同住宅等の所有者の委託を受けて当該共同住宅等を新たに管理しようとする者 第16条第2項

(6) 第16条第2項の規定により届出をした者 同条第3項

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(その他の措置)

第19条 市長は、第11条から第13条までの規定により行われるべき取組の実施状況を把握するために必要があると認めるときは、適当と認める市民に対し、報告を求めるものとする。

2 市長は、第17条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により報告書の提出を受け、又は前項の報告を受けたときは、毎年1回、その内容を取りまとめて、公表するものとする。

3 本市は、本市以外のものがこの節の規定による取組を行うために必要な支援、顕彰その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第7条第1項中「際して、」の右に「紙又は紙製品及び」を、「古紙」の右に「その他の紙又は紙製品が廃棄物となったもの」を加え、同条第2項及び第3項を削り、同条を第8条とする。

第6条中「及び市民」を「、市民及び滞在者」に、「発生の抑制及び再生利用」を「発生抑制等」に、「廃棄物の処理に際して、」を「自ら」に、「再生利用の促進に努めなければ」を「発生抑制等を推進するために必要な措置を講じなければ」に改め、同条を第7条とし、第2章中同条の前に次の節名を付する。

#### 第1節 基本的施策

第1章中第5条の次に次の1条を加える。

(滞在者の責務)

第6条 通勤者、通学生、観光旅行者その他の滞在者は、廃棄物の減量等に関し本市の施策に協力するよう努めなければならない。

別表第1中「第34条関係」を「第53条関係」に改め、同表備考1中「及び」を削る。

別表第2中「第35条関係」を「第54条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第38条の規定の適用については、同条中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、紙又は紙製品が一般廃棄物となったもので別に定めるものの分別については、この限りでない」とする。

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課)